



○斎藤委員長　これより会議を開きます。  
内閣提出、国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

## 国立大学法人法の一部を改正する法律案

卷之三

○中山國務大臣 このたび、政府から提出いたしました国立大学法人法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これは、学問分野の融合による教育研究の新たな展開を図るとともに大学の経営基盤を強化するため、富山県内に所在する国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科大学及び国立大学法人高岡短期大学の三法人を統合し、新たに国立大学法人富山大学を設置するものであります。

第二に、筑波技術短期大学の四年制大学化についてであります。

これは、視覚障害者、聴覚障害者のための高等教育機関である国立大学法人筑波技術短期大学について、障害者の社会的自立、参画、貢献の促進

次回は、来る二十日水曜日午前八時五十分理事会会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

国立大学法人法の一部を改正する法律案

　　国立大学法人法の一部を改正する法律

　　国立大学法人法(平成十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

(学長となるべき者の指名等に関する特例)  
第二条 文部科学大臣は、この法律の公布の日の日属する月の翌々月の初日において、現にこの法律による改正前の国立大学法人別表第一に規定する国立大学法人筑波技術短期大学(以下「旧筑波技術短期大学法人」という。)の学長である者を、同日において、この法律による改正後の国立大学法人別表第一に規定する国立大学法人筑波技术大学(以下「新筑波技术大学法人」という。)の学長となるべき者として指名するもの

それぞれ「旧富山大学法人」、「旧富山医科大学法人」及び「旧高岡短期大学法人」という。(が)協議して定める規程(以下「合同学長選考会議規程」という。)により、これらの国立大学法人にそれぞれ設けられた国立大学法人第十二条第三項に規定する学長選考会議の委員の中からそぞれの学長選考会議において選出された者で構成される会議(以下「合同学長選考会議」という。)において同条第七項に規定する者のうちから選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、この法律による改正後の国立大学法人

別表第一中	国立大学法人筑波大学	筑波大学	茨城县	八
大学法人筑波大学	筑波大学	茨城县	八	に、
大学法人筑波技術大学	筑波技術大学	茨城县	二	
富山大学	富山県	茨城县	八	
富山医科大学	富山県	茨城县	二	
五	四	二	一	
を	を	を	を	を
国立大学法人富山大学	国立大学法人富山大学	国立大学法人富山大学	国立大学法人富山大学	国立大学法人富山大学
富山大	富山大	富山大	富山大	富山大

2 学長となつたときは、当該指名された者に代え  
て、当該学長を新筑波技術短期大学法人の  
学長となつたときは、当該指名された者に代え  
るべき者として指名するものとする。

前項に規定する学長となるべき者の指名につ  
いては、準用通則法(国立大学法人法第三十五  
条の規定により準用する独立行政法人通則法  
(平成十一年法律第二百三号))をいう。以下同じ。)

第十四条第三項の規定は、適用しない。

(以下「新富山大学法人」という。)の学長となるべき者として指名するものとする。ただし、当該指名の後に、当該指名された者が欠けた場合には、合同学長選考会議において国立大学法人法第十二条第七項に規定する者のうちから改めて選考された者を、合同学長選考会議の申出に基づき、当該指名された者に代えて、新富山大学法人の学長となるべき者として指名するものとする。

と教育研究のさらなる高度化、専門化を図るため、これを四年制大学化し、国立大学法人筑波技術大学を設置するものであります。

なお、国立大学法人富山大学及び国立大学法人筑波技術大学の設置は平成十七年十月一日とし、平成十八年度より学生受け入れを行うことを予定しております。

第三に、国立大学法人の事務所の所在地の変更についてであります。

これは、国立大学法人政策研究大学院大学の主たる事務所の所在地を平成十七年十月一日をもつて神奈川県から東京都に改めるものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の

奈川県	学
	富山県
二	六
	に、
一	國立大學
	國立大學法人政策研究大學院
一	國立大學法人綜合研究大學院
	國立大學
一	國立大學
	國立大學法人筑波技術短期大學の項及び國立
一	大學法人高岡短期大學の項を削り、同表備考第一
	号中「総合研究大學院大學、政策研究大學院大學」に
一	改め、同表備考第三号を削り、同表備考第四号を
	同表備考第三号とする。

大学	法人政策研究大学院大学	法人総合研究大学院大学
総合研究大学院大学	政策研究大学院大学	総合研究大学院大学
大学	東京都	神奈川県
政策研究大学院大学	二	二
に改		

5 合同学長選考会議規程においては、次に掲げる内容を定めるものとする。

一 合同学長選考会議を構成する者たち、國立大学法人法第十二条第二項第一号に規定する委員の数は、合同学長選考会議の委員の総数の二分の二以上でなければならないこと。

二 合同学長選考会議に議長を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

三 議長は、合同学長選考会議を主宰すること。

四 前三号に定めるもののほか、合同学長選考会議の議事の手続その他合同学長選考会議に必要な事項は、議長が合同学長選考会議に諮つて定めること。

第五条 旧筑波技術短期大学法人及び旧富山大学法人等(以下「旧国立大学法人」と総称する)は、新国立大学法人の成立の時において解散するものとし、次項の規定により我が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第六条 新筑波技術大学法人及び新富山大学法人(以下「新国立大学法人」と総称する)は、準用通則法第十七条及び国立大学法人附則第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

第七条 新筑波技術大学法人及び新富山大学法人(以下「新国立大学法人」と総称する)は、準用通則法第十六条の規定にかかわらず、新国立大学法人の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(旧国立大学法人の理事又は監事に関する経過措置)

第八条 旧筑波技術短期大学法人の理事又は監事であつた者は、その最初の任命の際現に旧筑波技術短期大学法人の役員又は職員でなかつた者を除く。が、引き続き新筑波技術大学法人の理事又は監事に任命される者とみなす。

第九条 旧富山大学法人、旧富山医科大学法人及び旧高岡短期大学法人(以下「旧富山大学法人等」と総称する)の理事又は監事であつた者は、その任命の際現に新筑波技術大学法人の役員又は職員である者とみなす。

の最初の任命の際現に旧富山大学法人等の役員又は職員でなかつた者を除く。が、引き続き新富山大学法人の理事又は監事に任命される場合における国立大学法人法第十四条の規定の適用については、その任命の際現に新富山大学法人の役員又は職員である者とみなす。

第十条 旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人の役員又は職員である者とみなす。

第十一条 及び事業報告書の作成等については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それを行つものとする。

第十二条 旧国立大学法人の最終事業年度における利益及び損失の処理については、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それを行つものとする。

第十三条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第十四条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第十五条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第十六条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第十七条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第十八条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第十九条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第二十条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第二十一条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第二十二条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第二十三条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第二十四条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第二十五条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第二十六条 旧国立大学法人の積立金の処分は、旧国立大学法人の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したものとして、旧筑波技術短期大学法人に係るものにあつては新筑波技術大学法人が、旧富山大学法人等に係るものにあつては新富山大学法人が、それぞれ承継する。

第一項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」と、同条第二項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第二項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第三項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第四項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第五項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第六項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第七項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第八項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第九項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十一項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十二項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十三項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十四項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十五項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十六項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十七項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

第十八項中「毎事業年度」とあるのは「旧国立大学法人の最終事業年度」とある。

人法附則第十一條第一項の規定による貸付金に相当する金額は、同法附則第十四条第一項の規

(旧国主  
過措置

2 定により國から當該國立大學法人に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他の償還に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

(国有財産の無償使用)

**第七条** 国は、新国立大学法人の成立の際に旧筑波技術短期大学法人に使用されて、政令で定めるものを、政令で定めるところにより、旧筑波技術短期大学法人に使用されるものにあつては新筑波技术大学法人の、旧富山大学法人等に使用されているものにあつては新富山大学法人の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させることができる。

2 国は、新国立大学法人の成立の際現に旧国立大学法人の職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めることにより、旧筑波技術短期大学法人の職員の住居の用に供されているものにあつては新筑波技術大学法人の職員の住居の、旧富山大学法人等の職員の住居の用に供されているものにあつては新富山大学法人の職員の住居の用に供するため、新国立大学法人に無償で使用させることができる。

### (中期目標に関する特例)

**第八条** 新国立大学法人の最初の中期目標の期間については、国立大学法人法第三十条第一項中「六年間」とあるのは、「四年六月間」とする。

**第九条** 前条の中期目標に係る準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、新筑波技術大学法人にあっては旧筑波技術短期大学法人の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、新富山大学法人にあっては旧富山大学法人等の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、それぞれ考慮して行うものとする。

(旧国立大学法人の解散に伴う経過措置)  
第十二条 旧国立大学法人について国立大学

第十三條 附則第二条及び第四条から前条までに定めるもののほか、新国立大学法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理  
山

国立大学法人における教育研究体制の整備及び充実を図るため、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山医科大学及び国立大学法人高岡短期大学を統合して国立大学法人富山大学を設置し、国立大学法人筑波技術短期大学を廃止して国立大学法人筑波技術大学を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

the first time in the history of the world, the people of the United States have been called upon to determine whether they will submit to the law of force, or the law of the Constitution. We consider the question to be, whether the Southern Slaveholding States have a right to secede from the Federal Union; and, if so, whether the Federal Government has a right to suppress them by force. The former question is the more important, because it is the only one that can be decided by the people themselves. The latter question is of less importance, because it can only be decided by the Federal Government, and the people have no voice in it.

四